

退職一時金受給額の返還申出書

エヌ・ティ・ティ企業年金基金 御中

平成 19年 10月 10日

申 出 者	生年月日	明・大・昭・平 22年 9月 1日
	氏名・印	フガナ ネンキン タロウ 年金 太郎 (年印)
住 所		〒 380-8511
		フガナ ナガノシ ナナセナカマチ 161-1 長野市 七瀬中町 161-1 (TEL 026 - 225 - 3611)

厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成8年法律第82号）附則第30条の規程に基づき、過去に受給した退職一時金等の返還について下記のとおり申し出ます。

記

1. 過去に受給した退職一時金等の額

退職一時金等の名称	退職一時金受給額	退職一時金受給年月
新法退職一時金	123,456 円	昭和43年 5月
新法退職一時金	円	昭和 年 月

2. 返還方法（希望する方法に○印を付けてください。）

- (1) 各支給月ごとの年金支給額の2分の1相当額※注1を退職一時金返還額に達するまで返還する。
- (2) 1年以内一括返還する。（返還時期 平成 19年 12月頃）
- (3) 1年以内に分割返還する。（返還回数 回）※注2

※注1）年金の支給額の2分の1相当額とは、当基金から支払われる年金額に、厚生年金相当額を含んだ額となります。

※注2）1年以内に分割返還する場合の返還回数については、最高6回までとなります。

退職一時金受給額の返還申出書

エヌ・ティ・ティ企業年金基金 御中

平成 年 月 日

申 出 者	生年月日	明・大・昭・平 年 月 日
	氏名・印	フリガナ 印
	住所	〒 - フリガナ (TEL - -)

厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成8年法律第82号）附則第30条の規程に基づき、過去に受給した退職一時金等の返還について下記のとおり申し出ます。

記

3. 過去に受給した退職一時金等の額

退職一時金等の名称	退職一時金受給額	退職一時金受給年月
新法退職一時金	円	昭和 年 月
新法退職一時金	円	昭和 年 月

4. 返還方法（希望する方法に○印を付けてください。）

- (1) 各支給月ごとの年金支給額の2分の1相当額※注1を退職一時金返還額に達するまで返還する。
- (2) 1年以内に一括返還する。（返還時期 平成 年 月頃）
- (3) 1年以内に分割返還する。（返還回数 回）※注2

※注1）年金の支給額の2分の1相当額とは、当基金から支払われる年金額に、厚生年金相当額を含んだ額となります。

※注2）1年以内に分割返還する場合の返還回数については、最高6回までとなります。